

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
京都府相楽郡山城町

2 構造改革特別区域の名称
山城町農地いきいき活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲
京都府相楽郡山城町の区域のうち市街化区域を除く区域

4 構造改革特別区域の特性

山城町は、京都府の南端に位置し、北は綴喜郡井手町と、東は相楽郡和束町と、木津川を隔てて南は木津町、西は精華町と接している。

京都及び大阪の中心部からは、それぞれ約 30 kmの直線距離にあり、JR では京都、大阪の都心へ 1 時間余り要するところにある。

本町は、面積にして 2,453ha (うち市街化区域 208.2ha 、市街化調整区域 1,314.8ha 、都市計画区域外 930ha) あり、形状は直角三角形に近い。

そして、町の東部は竹林・山林の続く丘陵地帯、西部は豊に開けた穀倉地帯で、緑に恵まれた町が形づくられている。

山城町の地形は、東部は醍醐山地に属する山岳丘陵地帯であり、三上山を頂点として西南方へ 200m 前後の高地が断層崖まで続いている。西部は低地で、木津川に沿って東南から西北へ帯状に平野が広がっている。

山城町は、城南平野の南端部にあたるため、温暖な気候で気温は京都市について高く、又、雨量にも恵まれた農耕に適した気象条件にある。

農業的には、山城町の綺田・平尾地域において、稲作とたけのこ栽培を中心とした農業を営み、神童子地域は茶栽培を中心とした農業、上狛地域では古くから茶の卸業が盛んであり、また、軟弱野菜を中心とした施設園芸の農業が行われ、大正 10 年頃からぶどう栽培が行われている。最近の傾向としては、農業従事者の高齢化、離農者の増加、後継者不足等により、小規模農地を放棄する土地所有者が増加している。

5 構造改革特別区域計画の意義

生活環境が大阪、京都を中心とした「都市」に集中する一方で人々のふれあいを通して得られる癒しと感動、自己実現に挑む充実感といった心の豊かさは「田舎」でしか味わえないものがある。

山城町としては、都市近郊で多くの農地を所有し、高齢ではあるが技術的に先導的な経営を行う生産者が多いという地域特性を活かし、地域の先導的な生産者を農業経営の指導者とすることにより、新規就農希望者を積極的に受け入れ、農地の保全及び有効利用を推進し、都市住民との交流の活発化や

地域リーダーの養成、地域住民との交流などにより農業生産の振興を図り、耕作放棄地を解消する。

以上から農業経営開始時において小規模な経営面積から経営を始める新規就農者への農地の有効利用を促進するために、農地の権利取得に際して、取得後の最低経営規模面積要件を緩和することが必要である。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年の厳しい農業情勢により、農業者の減少や担い手不足による耕作放棄が発生し、農業農村の活力低下が懸念され、これらの解消のためには農業農村の持続的発展に向けた取り組みを図ることが重要である。そのため農村地域における担い手の確保や農地保全を推進し、地域に根ざした農業者の育成確保による持続的な営農体制の構築が必要である。

しかし、これまでの構造では対策が不十分であり、山城町において今後とも農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される現状にある。

このため、構造改革特別区域においては、今までの取り組みに加え、新たな人材を農業農村分野以外から積極的に確保するという視点での施策展開を図りながら、これまで以上に営農に意欲ある農業者の育成確保に努めていく。

新規就農者を積極的に受け入れ営農自立を促し地域担い手への育成支援を図ることが地域農業者の確保となり、さらには既存農業者を指導者とし、連携を図り、営農を進めることが地域の持続的な営農体制の発展に及ぶものとの視点から農業振興を進め、それによる農業農村人口の増加、地域農業ぐるみによる農地保全の拡大や生産規模の増加、農村部への安住促進による農村コミュニティの維持を目標として、これら取り組みを体系的に進め、山城町の農業農村を持続的に発展させる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 高齢や耕作困難となったことで離農、又は耕作放棄する農家が所有する農地の下限面積を10aに緩和することで、小規模農地の移動がスムーズに行うことができ、耕作放棄地面積の解消が年平均1ha見込まれ10年間で10haの農地の有効利用が図れる。
- (2) 当町の上粕の南部地域は、茶業を主産業とする地域で「宇治茶」が生産されているが近年「宇治茶」の原料の茶葉量が不足しているのが現状である。よって、新規就農希望者に下限面積を緩和することによって農地の取得が容易とし、技術習得後、随時面積の拡大を推進させることにより、茶の生産から加工・販売の一貫生産を図れる。
- (3) 当町は都市近郊野菜の産地で従来からハウス施設を利用し、小規模面積で収益性の高い京野菜の水菜、とうがらし等軟弱野菜の生産が盛んで、新規就農者が先導的農家の市場流通ルートを活用し、京野菜等の収益性の高い野菜の生産が図れる。

8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

(1) 経営改善支援事業（基本構想実践活動）

本町の農業構造は、担い手については専業農家の減少、高齢化、後継者不足が進行する一方、専業農家については、近年施設園芸による都市近郊農業が盛んな構造となっている。農地については、資産的保有傾向が強く流動化は進展していない。

以上から遊休農地の有効活用と利用増進を全町に普及推進するため、本町の農業技術者会で作成した地域農業マスタープランに基づき推進する。

(2) 経営改善支援事業（経営改善支援活動）

本町における地域農業担い手認定農業者（24名）が連携し、創意と工夫により、農業経営の安定と向上を図ることを目的として認定農業者協議会を組織し、目的達成のために新規就農者を対象として次の事業を行う。

経営改善を図るための研修会、講演会及び先進地視察等の開催

環境保全型農業技術等の研修

会員相互の交流、情報交換及び連携

地域住民との交流推進のための取り組み

（自家生産物料理講習会、女性農業技術研修会）

その他、目的達成に必要な事業を行う

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農業委員会では、「土地と農業を守り、農地の有効利用を進める運動」として、次の三つを柱と取り組む。

地域の農地を見つめ、みんなで遊休荒廃化を防ぐ運動

近年、担い手不足や農業経営事情の厳しさなどから遊休農地が増える傾向にある。農地は農業者にとって重要な財産であるとともに、国民の食糧生産はもとより、地域環境を守る多面的かつ公益的な役割を果たしている。

耕作を放棄することは農地としての重要な役割が果たせないばかりか、雑草が繁茂し有害鳥獣の巣となるなど周辺農地にも迷惑をかけることになることから遊休荒廃化を防ぐ運動を実施する。

農地パトロール

町内全域の農地パトロールを実施し、売買・転用等許可済案件の進捗状況や違反転用の早期発見、遊休・荒廃農地の実態把握を行う。

農地流動化推進運動

近年の農業情勢から、従来のような個人間の話し合いによる貸借契約などでは有効な土地利用が難しくなっているため、集落等による集団的・組織的な農地利用調整を重視した流動化を進める必要がある。そのために、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定で農地の有効利用を進めることとし、農地を貸したい農家と借りたい農家との間に町と農業委員会が入り利用増進を進める。

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

京都府相楽郡山城町内の農地等の権利を取得する者

3 当該規則の特例措置の開始時期

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農業を営むことを目的として、農地を取得し農業経営を確実に営むことが確実な者が農地を取得する場合、農業委員会の議決を経て10a以上の下限面積において農地取得を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

山城町の耕作放棄地は増加の一途を辿っており、耕作放棄地は現耕作地の作物にも悪影響を及ぼしている。その解決策として所有権の移転等の効率化を図り、耕作意欲のある者に対しては積極的に農地を誘導する必要がある。

また、新規就農希望者の受け入れ、都市住民との交流を活発化させ、地域リーダーの養成や地域住民との交流を深め地域農業の活性化を図る。

(2) 要件適合性を認めた根拠

本町の農業従事者数は、平成7年2,395名から平成12年には2,120名と減少している。一方で、65歳以上の農業従事者数による高齢化率24.0%から33.3%と上昇しており、高齢化による後継者不足は数字の上から見ても明らかである。耕作放棄地は、平成7年2,908aから平成12年3,433aへ5年間で525a増加するとともに、耕作放棄率も8.2%から13.3%に拡大しており、耕作放棄地の及ぼす影響は深刻な状況となっている

現行下限面積40aを10aに引き下げる根拠としては、経営耕作規模別面積でみると10aから50aの農家戸数が58.6%占めており高齢化、後継者不足が進む中で益々遊休農地や荒廃化が進んでくる。そのため、特定事業を行うことにより耕作放棄地の解消が期待できる。

また、当町は従来からハウス施設を利用した収益性の高い京野菜の水菜、とうがらし等軟弱野菜の生産が盛んで、新規就農者等がハウス施設を利用し、小面積で収益性の高い京野菜等の生産が図れる。

更に、耕作放棄地が他の農地へ及ぼす影響が多岐に及んでおり、耕作放棄地や遊休農地の管理について指導してほしいとの意見が出されており、更に耕作を

希望する者には積極的に農地を誘導する。

(3) 特例措置の適用区域の現状の下限面積と計画で定めた下限面積

今回の特区認定は、就農希望者による小規模な面積でも農地の取得を可能とするものであり、「農地を守る」あるいは「維持していく」という中での一つの手段として非常に重要な施策といえる。

新規就農希望者の権利移動に際しては経営開始の際には小規模でエントリーできるため初期の経営開始資金の軽減にもつながり、農地を持たない都市部からの転入者等にも農地斡旋が容易に出来る。

また、遊休農地の発生は区域内全般にわたっている。

以上から農業委員会の意見聴取を行い現在 40a となっている農地取得後における下限面積を特例措置により 10a に緩和することとする。

(4) 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずる恐れがないと認められた根拠

ア) 経営耕地規模別農家

平成 12 年現在における経営耕地規模別農家（販売農家 466 戸）は、0.5ha 未満が 58.6%、0.5～1.0ha が 26.2%、1.0ha 以上が 15%となっている。3ha 以上は僅か 1 戸と中小規模農家が大多数を占めている。

また、新規就農者が技術習得と所得確保の為に夫婦 2 人で栽培できる面積は茶で 10～30a、野菜で 10～20a 程度である。

イ) 認定農業者の状況

本町の認定農業者は現在 24 名で、そのうち 11 名は 60 歳以上の高齢者となっている。しかし、技術的、経営的にも非常に優れた知見があり、新規就農者の指導者として適任である。

経営形態は、水稻、野菜、施設野菜、ブドウ、碾茶、花キであるが、経営耕地面積 25,780a に対する農業従事者は、1,291 名であり、平均 1 人当たり 20a、一世帯当たり 55a である。また第 2 種兼業化が進行している。

これにより農地利用集積などによる規模拡大への取り組みが進まず、認定農業者に係る優遇措置の活用も不十分である。

また、耕作放棄地の分布状況は町全域の農地に広がっており、今後も拡大することが見込まれる。放棄された農地は、害虫の発生原因、鳥獣の生殖地ともなっており、近隣の農産物への被害が増加している。

今回、特例の設置により、新規就農者を新たな担い手とし、将来的には地域リーダー、認定農業者になるよう育成する。

構造改革特区の特例により農地を取得する者は年間 5 名 10 年で 50 名が予想（3 条申請件数 13 年 22 件、14 年 13 件、15 年 25 件）され農地の有効利用、社会的観点から見ても有効な施策として期待する。